

特定保険業者の移行見込み (平成 20 年 3 月 31 日現在)

特定保険業者の移行見込みについて H20. 3. 31 時点で取りまとめたものであり、今後変更があり得る。

| 移行形態 | 平成 20 年 3 月末 |
|---|------------------|
| a. 保険会社へ移行するもの | 5 (1.2%) |
| b. 少額短期保険業者へ移行するもの | 60 (14.0%) |
| c. 保険業法の適用除外となって共済事業を継続するもの (注1) | 179 (41.6%) |
| d. 他の保険会社等との団体契約を締結し、契約者への保障を継続するもの | 114 (26.5%) * |
| e. 他の保険会社等へ共済契約を移転等するもの | 21 (4.9%) * |
| 以上、契約者への保障が継続されるもの [A] (a + b + c + d + e) | 379 (88.1%) |
| 単純に廃業するもの [B] | 51 (11.9%) * |
| 合 計 [A] + [B] | 430 (100.0%) |

(注 1) 適用除外化の例

- ・ 慶弔見舞金として、社会通念上妥当な金額の範囲内の給付とする。
- ・ 契約者を 1 千人以下とする。
- ・ 一の職場内共済に運営を変更するなど、保険業法の適用除外規定に沿った形で運営する。

(注 2) * は、共済事業としては、廃業となる見込みのもの(合計 186 業者[43.3%])。